

# 基本的な手続きの流れ図

〔特定用途建築物〕  : 区に書面で提出

現場調査依頼書  
〔開発調整課宅地開発係あて〕

開発事業に係る届出  
〔都市計画課あて〕

特定用途建築物に係る届出  
〔この手続き以降は経済課〕

標識の設置

標識設置の届出

説明会の開催通知  
(住民から求めがあった場合)

説明会の開催等、協議  
(住民から求めがあった場合)

協議申請、協議

協議申請の概要の公表

近隣住民の意見書の提出

区の意見提示

事業者の見解書の提出

協定の締結

協議終了通知の送付・公表

紛争予防条例の手続

建築確認申請

工事着手・工事完了の届出

検査

説明会の前に標識を設置

5日以内

7日以上

30日前

60日前

(売場面積500㎡を超える小売店舗の場合は、まちづくり条例の手續に合わせて練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例の手續が必要です)

中店条例に基づく届出

2ヵ月以内

中店条例に基づく説明会

中店条例に基づく手續